明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業三七）　一
〔告示〕
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（経済産業八九）　二〇
○冷凍保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間及び時期を定める件（同九〇）　三三
○バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示（同九一）　三四

省令

○経済産業省令第三十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十日

経済産業大臣　梶山　弘志

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第一条　火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（経済産業大臣の行う試験） **第七十二条**　経済産業大臣が行う試験は、毎年一回とし、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。 2　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の試験を施行することが困難であるときは、経済産業大臣は、その旨を官報で告示する。 （都道府県知事の行う試験） **第七十三条**　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の試験を施行することが困難であるときは、都道府県知事は、その旨を公告しなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（経済産業大臣の行う試験） **第七十二条**　経済産業大臣が行う試験は、毎年一回とし、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。 ［新設］ （都道府県知事の行う試験） **第七十三条**　［略］ ［新設］

（容器保安規則の一部改正）

第二条　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（容器再検査の期間） **第二十四条**　［略］ 2　［略］	（容器再検査の期間） **第二十四条**　［略］ 2　［略］